

[特 36 条・特 72 条]

特許権の技術的範囲について

特許権とは、特許発明に係る発明(特許発明)を特許権者が独占的に実施できるという権利です。特許発明を特許権者以外の者が製造・販売などすることは特許侵害として違法行為になります。ですが、特許発明にどのくらい似ていれば特許侵害なのでしょう？あるいは、せっかく良い発明の特許を取得したのに巧妙に特許侵害にならないようなコピーをされてしまった、なんてことにならないようにするにはどうすればよいのでしょうか？これらは非常に難しい問題ですが、基本的な考え方を説明してみます。

Aさんが特許を取得したとします。この特許によって第三者が商品の製造・販売などを禁止される範囲を**特許権の技術的範囲**と呼ぶことにしましょう。**特許権の技術的範囲**内の商品を特許権者に無断で製造・販売することはいわゆる特許侵害であり、違法行為です。

さて、**特許権の技術的範囲**は、特許庁に特許出願をするときに提出する書類の**特許請求の範囲**という項目に記載されている内容でできます。つまり、特許出願時にここになんと記載するかによって、その**特許権の技術的範囲**が決まるのです。言ってしまうえばこれだけですが、さすがにこれでは分かりにくいですから、例をあげて説明してみましょう。

例えば、今まで断面が円形の鉛筆しかなかったとしましょう。そして、Aさんが断面が正六角形の鉛筆を発明したとします。断面が正六角形なら握りやすいですし、机の上で転がりなくて便利です。そして、Aさんは**特許請求の範囲**に「断面形状が正六角形であることを特徴とする鉛筆」と記載して特許を受けたとしましょう。この場合、この特許の権利範囲は、おおまかには次の2つの要件で決まる範囲ということになるでしょう。

- (1) 断面形状が正六角形である。
- (2) 鉛筆である。



【従来技術：断面円形の鉛筆】



【Aさんの発明：断面正六角形の鉛筆】

(1)と(2)の要件を満足して始めて**特許権の技術的範囲**ですから、例えば断面形状が正五角形の鉛筆や、断面形状が正六角形のボールペンはこの**特許権の技術的範囲**には入りません。つまり、第三者がこのような商品を製造・販売などすることは自由なのです。



【別の発明：断面正五角形の鉛筆】

一方、(1)と(2)の要件を満足していればAさんの**特許権の技術的範囲**に含まれるわけですから、これに新たな要件を加えたものも当然この**特許権の技術的範囲**に含まれます。例えば、断面形状が正六角形の鉛筆の末尾に消しゴムを取りつけた鉛筆も、この**特許権の技術的範囲**に含まれるのですから、第三者がこのような商品を製造・販売することは特許権の侵害であり違法行為です。

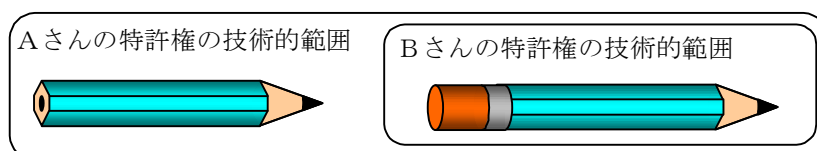


【改良発明：消しゴム付きの断面六角形鉛筆】

特許権の技術的範囲の原則は上記の通りです。ただし、例外的な取り扱いを受けられる場合も存在します。例えば、上記の例で言えば断面形状が正六角形のボールペンが原則、Aさんの**特許権の技術的範囲**には入らないのですが、特定の要件を満たしていればこのボールペンがAさんの**特許権の技術的範囲**に入っているとみなされて、第三者がこれを製造・販売等することが禁止される場合があります。この要件はかなり判断が難しく、出来ることならこういうややこしい事態にならないような特許出願をしておくことが望ましいでしょう。

特許請求の範囲の記載は特許権の技術的範囲を決める非常に重要なものですから、細心の注意を払って記載内容を検討しなければなりません。**特許請求の範囲**をどのように記載すれば良いかについては、これについての専門家である弁理士に相談されることをお勧めいたします。

ところで、別の注意点として、Bさんが断面が正六角形の鉛筆の末尾に消しゴムを取りつけた鉛筆を発明してAさんのあとに特許出願したとします。この場合、Bさんの発明はAさんの**特許権の技術的範囲**に含まれますから、Bさんはこの消しゴムつき鉛筆をAさんの許諾なしでは製造・販売できません。それにもかかわらず、Bさんの発明について特許される可能性はあることに注意してください。このややこしい場合には、下の図のようにAさんの**特許権の技術的範囲**の中にBさんの**特許権の技術的範囲**が含まれることになります。



【利用発明の特許権の技術的範囲の関係】

この場合、Aさんは断面正六角形の鉛筆を製造・販売できますが、これの末尾に消しゴムを取りつけた鉛筆はBさんの特許権侵害になってしまうので製造・販売できません。一方、Bさんは、断面正六角形の消しゴムつき鉛筆の特許権者であるにもかかわらず、これはAさんの特許権の侵害になってしまうので、これを製造・販売できません。Bさんがどうしても断面正六角形の消しゴムつき鉛筆を製造・販売したければAさんの許諾を得る必要があります。許諾契約を締結するときには、弁護士か弁理士に相談すればよいでしょう。

2003年4月20日

著者 弁理士 神谷 岳

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gkami/kamipat/><mailto:kamipat@xqe.biglobe.ne.jp>